



申13号「車両職社員新入社員基礎技術教育の実施方法変更について」の解明申し入れ団体交渉を行う！②

第4項 エリア職採用（中途）の基礎技術教育について、教育内容および教育担当者に関する考え方を明らかにすること。

- ・中途採用は支社により異なっていた教育内容を統一する。また新たに、車両センター配属社員にも総合車両センターにおいて各施工科でのOJTを実施する。
- ・新卒と中途で、教育は別々に実施する。
- ・教育担当に負担が掛からないようにカリキュラムを調整し平準化を検討している。
- ・教育期間を概ね4ヶ月に拡大したのは、各施工科のOJTを一回りすること。新卒との教育期間の差は他企業での経験があり、教育を受け自分が何をすればいいのか考え行動できることが、一律には言えないが新卒との違い。

第5項 グループ会社採用社員の基礎技術教育について、教育内容および教育担当者に関する考え方を明らかにすること。

- ・グループ会社の新卒者への教育も、JRの新卒同様の教育者が行う。
- ・総合車両センターでの基礎技術教育はOJTではなくOFF-JTで行う。
- ・グループ会社採用社員の基礎技術教育の期間は現場の教育体制を見て、時期をずらすことも検討して調整を行う。
- ・グループ会社のニーズに対応するため教育メニューや教育期間の差異が生じる。
- ・JETSは担当している車種など事業所の考えがあり、一律に基礎技術教育を受ける総合車両センターを決めるものではない。

第6項 総合研修センター、総合車両センター、車両センター、グループ会社の各教育担当者間で、どのように教育実績および技能レベルの情報を引き継ぐのかを明らかにすること。

- ・教育内容の引き継ぎは、実習日誌、OJTの授業参観、意見交換の内容など継続して情報共有する。
- ・教育担当者の意見交換は継続して行う。

現場で指導を担う担当者の業務量の増加に配慮すべきだ！

第7項 教育資料および訓練教材・訓練設備の内容を明らかにすること。

- ・基本的に現行のテキスト、教材の変更は無い。必要によりブラッシュアップしていく。
- ・CBMを体験できるのは東京総合車両センターのみ。実務でできる職場は限られるが、基礎を学ぶことで、判断出来る社員を育成したい。

第8項 車両センター毎に、実習先となる総合車両センターを明らかにすること。

マザーベースの考え方は変わらないことを確認！

- ・新幹線統括本部に所属する社員は新幹線総合車両センターに配属される。

働きがいのある理想の車両メンテナンス職場を目指し、職場から議論を創りだそう！